

三沢市庁舎本館広告付き庁舎等案内板設置事業
企画提案募集要項

1 趣旨

三沢市では、来庁者へのサービス向上と市有財産の有効活用による財源確保を図るため、庁舎本館に広告付き庁舎等案内板（以下「庁舎案内板」という。）を導入し、広告事業を実施しております。

この募集要項は、庁舎案内の板置事業者を選定するために必要な事項を定めるものです。

2 企画提案を求める事業

(1) 事業名称

三沢市庁舎本館広告付き庁舎等案内板設置事業

(2) 設置場所

三沢市役所本館の市が指定する場所

(3) 業務内容

業務の内容は、次のとおりです。

なお、本業務実施に係る条件その他の詳細は、別紙「三沢市庁舎本館広告付き庁舎等案内板設置事業仕様書」のとおりとする。

ア 広告付き庁舎等案内板を企画、製作し、行政財産の使用許可を受けて、市が指定する場所に設置すること。

イ 庁舎等案内板を維持管理し、事故、障害発生時の対応を行うこと。

ウ 庁舎等案内板の情報更新を行うこと。

エ 庁舎等案内板に掲示する広告主の募集及び広告の制作を行うこと。

オ 庁舎等案内板の広告による収入の一部は、市に対して広告料として納入すること。

3 施設の概要

- | | |
|----------|----------------------------|
| (1) 名称 | 三沢市役所 |
| (2) 所在地 | 青森県三沢市桜町一丁目1番38号 |
| (3) 開庁時間 | 午前8時15分から午後5時まで |
| (4) 閉庁日 | 土日祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで） |

4 応募資格要件

次の要件をすべて満たす場合に限り、申し込みをすることができます。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）による手続きを行っていない者であること。
- (3) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77

号) 第2条第2項に規定する暴力団をいう。) 又はその構成員若しくは構成員でなくなった日から5年を経過しないもの。

(5) 広告事業又はこれに類する事業の実績がある事業者

(6) 三沢市有料広告掲載要綱及び三沢市有料広告掲載基準を遵守できること

5 実施に当たっての条件

事業実施に当たり次に掲げる(1)から(3)までの事項を満たすこととします。

(1) 権利義務の譲渡等

契約相手方は、本事業を実施することにより生じる一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させることはできません。

(2) 費用負担

次に掲げるアからエまでの費用等は、契約相手方の負担とします。

ア 設置費用等

庁舎等案内板に係る製作、設置、維持管理、情報更新、撤去及び原状回復等に要する費用はすべて契約候補者の負担とし、市からの契約候補者への委託料等の支払はありません。

イ 広告料

広告料は、設置した日から12か月分を納入するものとします。

なお、広告料には、行政財産使用料や電気料等を含まないものとします。

ウ 電気使用料

庁舎等案内板で使用した電気使用料については、設置する機器のカタログ等に記載されている数値を基に算出し支払うものとする。

エ 行政財産使用料

三沢市行政財産使用料徴収条例第2条の規定に基づき、市が算定した額を納付するものとします。

(3) 事業終了後の原状回復

事業を終了したとき又は契約を解除したときは、契約相手方が広告付き庁舎等案内板を撤去し、原状回復することとします。

6 掲載できない広告

三沢市有料広告掲載要綱及び三沢市有料広告掲載基準に定める規定によること。

7 申込方法等

(1) 申込受付期間

令和5年1月16日(月)から令和5年1月31日(火)まで

(土、日、祝日を除く)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 受付場所

三沢市桜町一丁目1番38号 三沢市役所3階
三沢市財務部管財課管理係

(3) 提出書類

- ① 申込書(様式1)
- ② 誓約書(様式2)
- ③ 企画提案書(様式3)
- ④ 類似業務の実績調書(様式4)
- ⑤ 納税証明書等(国及び地方税に未納がないことを証明する書類)2年分
- ⑥ 登記事項証明書(現在事項全部証明書、法人のみ)
- ⑦ 印鑑証明書
- ⑧ 会社概要
- ⑨ 直近3年分の貸借対照表及び損益計算書

(4) 提出方法

受付期間内に持参又は郵送により提出してください。

(5) 提出先

三沢市財務部管財課管理係
〒033-8666 三沢市桜町一丁目1番38号
電話 0176-53-5111(内線395)
FAX 0176-53-9900

8 募集内容に関する質問の受付

募集内容に関する質問がある場合は、以下のとおり受け付けます。

- (1) 提出期限 令和5年 1月16日(月)から令和5年 1月31日(火)
午後5時まで
- (2) 提出方法 質問書(様式5)に記入の上FAXにて提出してください。
- (3) 質問への回答 回答内容は、全応募者にFAXによりお知らせします。

9 設置事業者の選定及び結果公表について

市の関係職員で構成する審査会により、提出された応募書類を基に審査を行い、最も評価の高い事業者を選定します。

なお、選定にあたっては、必要に応じてプレゼンテーションを行う場合があります。選定にあたっては、広告料、企画提案内容、デザイン、事業者の業務実績及び信頼性を総合的に評価して選定します。また、選定結果はすべての提案者に書面で通知します。

10 設置事業者の責務

- (1) 新設案内板の作製、設置、移設、撤去、維持管理及び広告主の募集等(これらの業務に伴って庁舎の設備等に損害が生じた場合の修繕費を含む。)に関する一切の費

用及び業務は、設置事業者の負担において行うものとします。

- (2) 設置事業者は、案内板の広告内容等の掲出又は変更を希望する場合は、事前に市と協議をし、市での審査後、可否の決定することとします。
- (3) 庁舎案内図については、設置期間中の毎年4月中旬までに、また市全域図及び市役所周辺案内図については、1年に一度更新を行うものとします。ただし、特に変更がなく市が更新する必要がないと認める場合は、その限りではありません。
また、通常の更新以外にも、市が更新の必要があると認める場合は、市と設置事業者が協議の上、行うものとします。
- (4) 本業務の履行に当たっては、三沢市個人情報保護条例を遵守し、管理運営上知り得た個人情報を適切に保護しなければなりません。
- (5) 設置事業者は、この募集要項に定めるもののほか、三沢市有料広告掲載要綱及び三沢市有料広告掲載基準等を遵守しなければなりません。

1 1 その他

- (1) 申込者は、募集要項、仕様書等を熟読してください。
- (2) 申込者は、申し込みにおいて、募集要項に適合しなし場合また提出された書類に虚偽の内容が記載されている場合は、失格となります。
- (3) 提案に要する一切の費用については、申込者の負担とします。
- (4) 申込者は、設置事業者の選定後において、募集要項等の内容について、不明または錯誤を理由に異議申し立てできません。また、選定結果についても異議申し立てできません。
- (5) 提出された書類は、審査結果にかかわらず一切返還しないのでご了承ください。

1 2 問い合わせ先

〒033-8666 三沢市桜町一丁目1番38号
三沢市役所 財務部 管財課 管理係
電 話 0176-53-5111 (内線395)
FAX 0176-53-9900

(別紙1)

三沢市広告付き庁舎等案内板設置事業仕様書

1 設置場所及び規模

(1) 設置場所

市役所本館1階の市指定スペース

(2) 案内板の規模

市民課側出入口



高さ = 2, 200mm以内
奥行き = 160mm以内
幅 = 5, 500mm以内
の範囲であること

正面出入口



高さ = 2, 200mm以内
奥行き = 160mm以内
幅 = 1, 200mm以内
の範囲であること

(3) 案内板の内容

案内板は庁舎の配置図および広告のほか、1基は市からのお知らせ等をPCやUSB等により表示できるものとする。 (黄色部分は増設予定)

2 設置期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間

ただし、設置期間満了の3か月前までに、双方から特段の意思表示がない限り、同一内容及び同一条件で、更に向こう1年更新され、その後も同様とします。

なお、更新については、当初業務開始年度から通年5年度を超えることができないものとします。

3 規格・コンテンツに関すること

- (1) 市域全図及び市役所周辺図は、公共施設及び災害時の避難場所等の行政情報を設けることとし、来庁者の利便向上に資するものとする。
- (2) 市庁舎フロア案内図は、各フロアの部署等をわかりやすく表示すること。また、英語による併記をすること。
- (3) 庁舎案内図は、正面玄関側及び市民課玄関側の2ヶ所設置すること。

- (4) 案内板は、文字の大きさ、配色などについて、高齢者や視覚障害のある方等に配慮し、ユニバーサルデザインに心がけること。
- (5) 電気を使用する設備（バックライト等）は、次の条件を満たすこと。
 - ア 省エネルギー対策を講じること。
 - イ 稼働はタイマーその他の機器による自動制御又は外部の一括集中スイッチ方式とすること。
- (6) 全体の雰囲気을考慮した色調、デザインとすること。
- (7) 広告付き庁舎等案内板に占める広告の割合は3割程度とすること。
- (8) 詳細については、契約締結後、協議の上決定する。

4 広告付き庁舎等案内板の設置及び運用に係る条件

- (1) 広告付き庁舎等案内板は、固定箇所負担のない方法で確実に固定するとともに、地震等の際の転倒を防止するための十分な対策を講じること。
- (2) 地図情報の更新は、少なくとも年1回以上行うこと。また、市庁舎フロア案内図については、市の組織改編等に際し、適宜情報更新を行うこと。
- (3) 会議情報の更新は、市の会議担当者が容易に更新できる仕様であること。
- (4) 広告付き庁舎等案内板までの一時側電源確保に係る配線工事は市が行い、以降の配線工事等は契約相手方の責任と負担において行うこと。なお、詳細については、契約締結後、協議の上決定する。

5 広告の募集及び掲出等に係る条件

- (1) 広告の募集は、適正な広告料金及び件数を設置し、計画的に行うこと。
- (2) 広告の内容は、三沢市有料広告掲載要綱及び三沢市有料広告掲載基準その他市の広告事業に係る諸規定を遵守すること。